

広島県外来医療計画に基づく届出について

令和 4 年 1 月

地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書の提出状況について

【対 象】広島圏域(外来医師多数区域)において、新たに開業する医療機関(法人化や開設者変更等を含む)

【提出のあった期間】令和2年6月1日～令和3年10月31日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
1	小田内科	広島市西区三篠町2丁目19-14	移転	令和2年8月1日	<p>■初期救急:人材不足のため休日夜間の対応は困難ですが、医師個人は千田町救急センターへの出務を積極的に行うこととしています。</p> <p>■在宅医療:人材不足のため現時点では対応が難しいですが、今後の課題としては引き続き検討していきます。</p> <p>■学校医:これまでと同様に依頼があった学校健診は通常義務に支障をきたさない範囲で積極的に引き受けていく方針です。</p>
2	よしのこどもとアレルギーのクリニック	広島市西区庚午南1丁目30-13	新規開設	令和2年8月25日	初期救急, 学校医を担当させていただきます。
3	らくらくえん ぶんのクリニック	広島市佐伯区楽々園五丁目9番5号	法人化	令和3年7月	■学校医について、自治体より協力要請があった場合、可能な限り対応したいと考えております。
4	おりた内科循環器クリニック	広島市南区青崎一丁目2-14 YMFGオールヘルスケアタウン3F	新規開設	令和3年9月13日	■地域で不足する在宅医療・学校医に協力します。 学校医につきましては依頼があれば、検討します。
5	ひらた女性クリニック	広島市南区青崎一丁目2-14 YMFGオールヘルスケアタウン4F	新規開設	令和3年10月1日	■地域で不足する在宅医療に協力します。

【合意しない】

1件

※申出書が未提出の件数:33件

(根拠)広島県外来医療計画

(参考)

○外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域の不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。

○新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求め、提出された申出書について、各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

医療機器の共同利用計画書の提出状況について

【対象】対象の医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を購入する医療機関

【設置期間】令和2年6月1日～令和3年10月30日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用の方法	相手方 医療機関数
1	大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄 2147番地1	MRI	令和2年8月25日	・連携先の病院又は診療所からの患者の受入, 画像情報及び画像診断情報の提供	1
2	広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院	安芸高田市吉田町吉田 3666	CT	令和3年8月25日	連携先の病院又は診療所からの患者の受入, 画 像情報及び画像診断情報の提供	15
3	広島さくら整形外科	広島市安佐南区相田2 丁目5-18 フォーブルビ ル3階	CT	令和2年4月10日	連携先の病院又は診療所からの患者の受入, 画 像情報及び画像診断情報の提供	申し出があっ た医療機関

【合意しない】

1件

(根拠)広島県外来医療計画

(参考)

○医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため, 医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

○保健所に許可申請書を提出する際に, 共同利用を担うことについての合意の有無や合意内容に関する共同利用計画書の提出を求め, 提出された共同利用計画書について, 各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。